

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/WP.x

Agenda item: AI と 軍事 (AI and the military)

2025 年 8 月 4 日

Sponsor: Austria, Chile, France, Germany, Italy, Latvia, Lithuania, Norway, Poland, Portugal, Slovakia, Ukraine

第 80 回国連総会第一委員会は、

2024 年 4 月 1 日に総会で採択された決議案 78/265 を想起し、

2024 年 12 月 10 日に総会で採択された決議案 79/62 を想起し、

LAWS (Lethal Autonomous Weapons System: 自律型致死兵器システム)の定義の不確定さが強固かつ有効な国際的枠組みの締結を妨げていることを懸念し、

国際法、特に国際連合憲章、国際人道法、国際人権法および国際刑事法が、LAWS に関する問題に適用されることを再確認し、

LAWS の使用に伴う人道面、精度面における危険性を遺憾に思い、

加盟国が LAWS の保有、開発の事実を意図的に伏せることを懸念し、

AI 開発によってもたらされる恩恵を加盟国が等しく受けることができることの重要性を確認し、

AI の使用における「意味ある人間の関与」の重要性を再確認し、

AI の誤作動が国際的な問題に発展する可能性に深い憂慮を抱いて言及し、

AI の誤作動の防止ならびに誤作動発生時における被害軽減の重要性を認識し、

生成 AI の使用が労働分野、教育分野、医療分野にもたらす利益を認識し、

生成 AI を使用し作成したディープフェイクが名誉毀損、誤情報の散布、プライバシー侵害といった問題を引き起こしたことを残念に思い、

生成 AI が事実に基づかない情報を出力するハルネーションの存在を遺憾に思い、

生成 AI ならびに LAWS が出力する結果に至るまでの判断根拠の不透明さが、誤作動を起こした際の責任の所在を不明瞭にすることを懸念し、

AI が誤作動を起こした場合の責任は、すべて人間に帰属し AI そのものが責任主体として問うことはできないと断言し、

AI リテラシーに関する教育の不平等性が生み出すデジタル格差を憂慮し、

AI の誤作動によって企業または個人が被る被害に深い憂慮を抱いて言及し、

AI の誤作動が国際問題に発展した場合の対応は国際社会全体で検討されるべきだと確信し、

1. AI を安全に活用することは国際社会の持続可能な発展において重要な役割を果たすことを改めて確認する；
2. 各国に対して、LAWS (Lethal Autonomous Weapons System: 自律型致死兵器システム)の定義を最終判断が AI によって行われる兵器であると断言する；
3. 各国に対して、人間の意味ある関与を保証するため、軍事用 AI の使用において、以下の措置を講じるよう要請する:
 - a. AI の作動プロセスにおいて、人間の統制が及ぶ段階と AI が自律的に動作する段階を明示する、
 - b. AI が自律的に作動する段階以外では、人間の判断プロセスに影響を及ぼさないことを担保する；
4. 各国に対して、差別、暴力を助長する内容を含む生成 AI の規制を以下のように設ける：
 - a. 許容できないリスクのある AI の禁止、
 - b. 高いリスクのある AI は一定の要件と義務を満たすことが必要、
 - c. 限定的なリスクのある AI は情報提供と透明性の要件を適用、
 - d. 最小限のリスクのある AI は規制なし；
5. 各国に対して、今後決議案の想定を超える軍事用 AI が登場した場合においても、既存の枠組み、条約、法律を逸脱してはならないことを強く主張する；
6. 各国に対して、現時点における LAWS の使用を全面的に禁止する；
7. 各国に対して、安全性と信頼性、透明性が担保された AI の開発の推進を支持する；
8. 各国に対して、この決議案が採択される以前から LAWS を保有していた場合は国連事務総長に対して報告書を提出するよう強く要請する；
9. 各国に対して、国内における適切な生成 AI リテラシー獲得のための教育実施を要求する；
10. 各国に対して、国家の分断や社会不安を引き起こすディープフェイクの国際的規制の重要性を認識する；
11. 各国に対して、AI の情報の信頼性を担保するために、生成 AI が生成した内容の出典を明記することの重要性を訴える；

12. 各国に対して、AI が誤作動を起こした場合の責任は、開発者と使用者が連帯して取るように促す；

13. 国連事務総長の下置かれている「AI ハイレベル諮問機関」以下の目的のために拡張する

- a. AI 技術に関する研究を進め、その内容を国連総会の各委員会及び国際社会に公開する、
- b. AI の利用に関して監視を行う：
 - (i) 生成 AI を用いた情報拡散、
 - (ii) 軍事用 AI の保有・使用について、
 - (iii) AI による誤作動
- c. (a)の研究データを参考にして、AI に関する会議をとしに一回開催する：
 - (i) AI に関する規制に関して再検討する、
 - (ii) AI が誤作動を起こした場合の対応策について再検討する。